

教育警察委員会の概要(教育)						
開催年月日	令和7年12月15日	開会、閉会時間	13時10分から 14時32分まで			
委員の出欠	出席：今井(政)委員長、森(治)副委員長 伊藤(正)委員、村下委員、伊藤(秀)委員、加藤委員、水野(吉)委員、 今井(瑠)委員 欠席：なし					
(付託案件の可否)						
(予算) 議第119号 令和7年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会 関係 (可決)						
議第157号 令和7年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会 関係 (可決)						
(条例その他) 議第137号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を 改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (可決)						
(請願) 請願第38号 教員未配置・免許外授業の解消、保護者負担の軽減、教育条件の改善を！ 2025年度すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願 (不採択)						
(質疑の内容)						
発言者	発言内容					
【12月補正予算】						
水野(吉)委員	非課税世帯の公立高校等の生徒へ奨学給付金を9千円加算するとあるが、私立高校の加算額である1万円と差があるのはなぜか。					
教育財務課長	単価の算定に用いる子供の学習費調査において、私立学校と公立学校とで負担額に差があるためである。					
水野(吉)委員	9千円の内訳を教えてほしい。					
教育財務課長	文部科学省が令和3年度に実施した子供の学習費調査のうち、教科書費・教科書以外の図書費、学用品費、実験実習材料費、教科外活動費の合計額が約9万2千円であり、これに令和3年度からの岐阜市の消費者物価指数の上昇率(9.3%)を掛けて算出したもの。					
【条例その他】公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について						
	(質疑なし)					
【請願】教員未配置・免許外授業の解消、保護者負担の軽減、教育条件の改善を！2025年度すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願						
	※伊藤(秀)委員より不採択とすべき発言があり、採決の結果、不採択とすべきものとされた。					

【報告】損害賠償の額を定めることについて	
村下委員	2件の損害賠償事案は、いずれも学校で発生したのか。また、警察には報告したのか。
教育管理課長	いずれも学校内で発生しており、警察には報告していない。
村下委員	警察へ報告しなくとも保険金は支払われるのか。
教育管理課長	公務中の事故であり、県に責任があるため、保険ではなく県が賠償金を支払った。
加藤委員	加納高校で発生した事案について、移動式防球ネットが突風により移動したことだが、複数ある防球ネットのうち、移動したのは1つだけか。
教育財務課長	そのとおりである。
加藤委員	中津川工業高校で発生した事案について、自動車の交通事故のような賠償金額だが、自動車に衝突したラジコンカーの大きさはどれくらいか。
教育管理課長	車幅28cm、全長45cm、車高22cm、重さは2.2kgである。走行中のラジコンカーがマンホールで跳ね上がり、車両と接触したものである。
【陳情】公立学校におけるハラル給食導入に反対する陳情	
加藤委員	岐阜県でハラル給食を提供している学校はあるか。
体育健康課長	県内では提供していない。
【陳情】教育に関する陳情について	
	(意見なし)
【その他報告】異学年集団による学び合いについて	
今井(瑠)委員	県内各小・中・義務教育学校に実施したアンケートのうち、学習活動で取り組みたい教科に関する設問について、125校の回答が「その他」としてまとめられているが、どのような回答であったのか。
義務教育課長	「その他」のうち最も多かった回答は、総合的な学習の時間である。このほか、音楽や体育などがあった。
今井(瑠)委員	異学年集団による学び合いに取り組むにあたり、学校はどのような不安を抱いているか。
義務教育課長	異学年集団による学び合いに取り組む際の課題として、教職員の負担が増えること、指導の経験がないため専門家の指導・助言がほしいという回答があった。
今井(瑠)委員	専門家の指導について、具体的な案はあるか。
義務教育課長	詳細は市町村教育委員会が決定するものだが、例えば、大学等で教育学を専門にしている方や、異学年の活動を行ったことのある教員OBを想定している。
今井(瑠)委員	異学年集団による学び合いに関するオンライン講座や説明会が必要だと思う（意見）。
加藤委員	各学校へ実施したアンケートは、どのような役職の方が回答しているのか。
義務教育課長	アンケートは学校に対して実施しているため、最終的な回答者は校長である。

加藤委員	挑戦してみたいと回答する学校がある一方で、そのための専門家の助言がほしいなど、回答に矛盾があると感じた。
義務教育総括監	現行の学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びがキーワードになっている。各学校では、同学年の教え合い活動は活発に行われているものの、異なる学年同士でどう教え合うかについては経験が少なく、不安があると思う。
加藤委員	この取組の主な対象は中大規模校になると思う。そのしわ寄せとして、小規模校の教員が少なくなるということのないようにしてほしい。過去に大きな教育改革の一つとして行われた、いわゆる「ゆとり教育」の結果には疑問がある。異学年集団による学び合いについて、歴然としたエビデンスがなく、やり直しができない子どもたちの学校生活のことを思うと、効果が保障された状態で取り組むべきだと思うが、どう考えているか。
義務教育課長	文部科学省から発出されている生徒指導提要では、積極的に異年齢交流に取り組むことで、いじめや不登校、暴力行為が大きく減ったという報告はある。
加藤委員	この取組を推進しようとしているために、バイアスがかかって良い話を取り入れているのだと思う。いわゆる「ゆとり教育」を導入した当時も、それを良い取組だと思って取り入れた。そういう報告があるだけで、必ずしもそれが良い取組である訳ではないと思う。様々な状況をしっかりと見て、本当にそれを突き進めて良いのか、慎重に判断してほしい。子どもたちは学校生活をやり直せない。自分達がやりたいからやるのではなく、子どもたちのためになる取組であるから、やらなければいけないという確信と自信を持ってやってほしい（要望）。
水野(吉)委員	この取組は、年間を通して行うものなのか。
義務教育課長	まずは学校の負担のない範囲で行いたいため、年間で10時間程度から始めたい。
水野(吉)委員	中大規模校から取り組むのか。
義務教育課長	今の時点では、学校規模で取組の有無を判断することは想定していない。市町村教育委員会から提出される計画等により、考えていきたい。
水野(吉)委員	アンケートの調査結果を見ると、異学年集団による活動は、新たに学習の分野で取り入れるのではなく、遊びや掃除、地域活動といった、既に取り組んでいる分野における活動を広げていくべきだと思うが、どう考えるか。
義務教育課長	教科学習における異学年集団による学び合いはこれまでほとんど行われていなかったため、学校がどう取り組めばいいか分からず、それが調査結果に影響しているものと分析している。
水野(吉)委員	学校によってニーズもそれぞれあると思うので、一度、モデル的に取り組むのも良いと考える（意見）。
伊藤(正)委員	県の取組方法について、市町村教育委員会の手挙げ方式で支援する方針は変わっていないか。また、想定している実施校数を教えてほしい。想定より市町村教育委員会からの希望が多い場合、希望しても支援対象にならないことはあるのか。
義務教育課長	支援対象は、県内で3～5校程度を想定している。場合によっては支援対象にならない学校もあるが、モデル校における取組の成果と課題を他の市町村へ共有するよう努めたい。
伊藤(正)委員	あくまでモデル事業として始めるることは理解した。 全国で、5教科において異学年集団による学び合いを行っている事例はあるか。

義務教育課長	前例はあるが、数は少ない。
伊藤(正)委員	今議会の答弁において、この事業は、知事の思いとして新年度予算の重点項目に入っていた。知事は、政治的中立性の重要性を承知していると言っていたが、今後この事業を進めるにあたり、あくまで市町村教育委員会の判断で取り組むということは守ってほしい(要望)。
伊藤(秀)委員	学びではなく、ボランティアなど人間力を磨くような分野の中で取り組む方が良いと思う(意見)。
加藤委員	全国の私立学校で取り組んでいるところはあるのか。
義務教育総括監	把握している限りでは2校で取り組んでいる。
【その他報告】県立学校の生徒が使用するタブレット端末について	
今井(瑠)委員	貸与を希望する場合、毎年希望を出すのか、入学時に3年間の貸与を希望するのか。
教育財務課長	入学者説明会において希望を伺い、希望のある期間で貸与する。
今井(瑠)委員	入学者説明会より早い時期に詳細の説明を行う予定はあるか。
教育財務課長	本委員会終了後、なるべく早い時期に、持込みできるタブレットの最低スペックや、ECサイトで購入できる端末についてホームページで周知するとともに、中学校を通じて、保護者の方へ案内する予定である。その際は、学校生活等における端末の活用事例も合わせてお知らせすることを考えている。
加藤委員	現在の高校3年生が使用している端末は、あと何年使用できるのか。
教育財務課長	耐用年数が4年であるのに対し、現時点で6年使用している。使用できないことはないが、今後、故障が増えることを懸念している。
加藤委員	現在の高校生が使用している端末は、返却された後どうするのか。
教育財務課長	時期は未定だが、県の備品であるため処分する。その際は、売却など、少しでも収入になるような方法を考えている。
加藤委員	処分するまでの間は、どこに保管するのか。
教育財務課長	当分の間は、各学校で保管する。
加藤委員	使用可能な端末が学校に相当数あるならば、それを使用すればいいのではないか。型落ちの端末でいつ故障するか分からないが、それでも希望する生徒には、低所得者世帯等に限らず、学校にある端末を使用してもらえばいいのではないか。
副教育長	現在のタブレット端末は、導入から既に6年経過し、古い機種であり、これまで全て県が貸与するという原則を、今後、基本的に個人で負担していただくことにした。その中で、低所得者世帯など、個人で端末を準備することが難しい方には、県が貸与することを想定している。現在高校3年生が使用している端末は古くて故障の可能性があり、その端末を今後も貸与するかは未定である。委員ご指摘のとおり、台数としては確かに相当数あるが、これまでの全て県が貸与するという原則を変えない場合、いずれ故障台数が上回ってしまうため、今後は、個人で準備していただくことを前提として、可能な限りご迷惑をお掛けしないような運用を考えている。

加藤委員	補正予算により、物価高騰対策として家庭の負担軽減を図る一方で、その数倍の金額の負担をお願いするのは矛盾を感じる。端末があるなら、低所得者世帯等を最優先にしつつも、所得等に関係なく、希望する家庭には故障するまで端末を使用できるようにしていいと思う（意見）。
水野（吉）委員	端末を使用する際の通信費は誰が負担するのか。
教育財務課長	学校で使用する場合は県が負担するが、学校外で使用する場合は自己負担となる。
【その他】	
村下委員	今議会の、県立高校における給食の提供に関する一般質問において、市町から要望があれば費用負担も含めて検討を重ねてまいりたいという答弁であったが、市町からの要望が無ければそのままなのか。
教育長	県立高校が所在する市町から申し出があった場合にどうするか、という質問であったため、そうした提案があれば、その提案に基づいて協議を行う。答弁では触れなかったが、生徒がどれくらい給食を希望するのかも大きな論点である。また、給食の提供は学校給食法の下で行わなければならず、学校環境設備費や配膳等に係る費用も生じる。他県では、地元の市町村がそうした費用を負担している例もあるため、仮に市町から申し出があった場合は、費用負担も含めて協議を重ねたいと答弁させていただいた。市町からの温かい申し出を決して拒むものではなく、生徒のためになるのであれば、お互いの合意があれば前向きに協議をしていきたい。
村下委員	一部の高校でのみ給食を提供する場合、平等性が懸念される。
教育長	あくまでも、今回は市町からの申し出があった場合に協議を行うということであり、市町から申し出がある高校に限る。一般質問で取り上げられた海津市については、市内から海津明誠高校に通う生徒が15%しかいない状況を踏まえると、海津市民以外の生徒のことも含めて協議を進めることになる。なお、給食提供の申し出のない市町に対して負担を求めるのは本筋ではないため、申し出がない場合は、これまで通り、パン販売など、従来の方法も含めて引き続き検討していきたい。